

様式 44

令和 5 年 5 月 22 日

三重県知事 あて

医療法人住所 三重県四日市市鷺の森 1-9-3
 医療法人の名称 医療法人 とよだ会
 理事長 鈴木 栄久
 電話 059 (351) 3387

決 算 届

令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

【添付書類】

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

【備考】

提出に当たっては、正本、副本（各 1 部）を提出してください。（医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 項）



様式 1

事業報告書

(自 令和 4 年 3 月 1 日 至 令和 5 年 2 月 28 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 とよだ会
① 社団 (出資持分あり)
② その他
③ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市鶉の森一丁目 9 番 3 号
- (3) 設立認可年月日 平成 10 年 11 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 10 年 12 月 2 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 三重県四日市市鶉の森一丁目 9 番 3 号
とよだ会鈴村耳鼻咽喉科
- (2) 附帯業務
なし
- (3) 収益業務
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 4 年 4 月 21 日 令和 3 年度決算の決定
令和 5 年 2 月 24 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

以上

様式 2

法人名 医療法人 とよだ会

所在地 三重県四日市市鶉の森一丁目 9 番 3 号

財産目録

(令和 5 年 2 月 28 日現在)

1. 資産額	255,928	千円
2. 負債額	43,695	千円
3. 純資産額	212,233	千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流動資産	145,870
B 固定資産	110,058
C 資産合計 (A+B)	255,928
D 負債合計	43,695
E 純資産 (C-D)	212,233

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地 (賃借)

建物 (法人所有)

様式 3-2

法人名 医療法人 とよだ会

所在地 三重県四日市市鶴の森一丁目9番3号

貸借対照表
(令和5年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	145,870	I 流動負債	43,695
II 固定資産	110,058	II 固定負債	0
1 有形固定資産	48,925	負債合計	43,695
2 無形固定資産	50	純資産の部	
3 その他の資産	61,083	科目	金額
		I 基金	10,000
		II 積立金	202,233
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	212,233
資産合計	255,928	負債・純資産合計	255,928

様式 4-2

法人名 医療法人 とよだ会

所在地 三重県四日市市鵜の森一丁目 9 番 3 号

損益計算書

(自 令和 4 年 3 月 1 日 至 令和 5 年 2 月 28 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	170,193
2 事業費用	141,438
本来業務事業利益	28,755
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	28,755
II 事業外収益	11,135
III 事業外費用	0
経常利益	39,890
IV 特別利益	108
V 特別損失	0
税引前当期純利益	39,998
法人税等	9,827
当期純利益	30,171

様式 6

監事監査報告書

医療法人 とよだ会
理事長 鈴木 栄久 殿

私は、医療法人 とよだ会の令和 4 会計年度（令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 4 月 18 日

医療法人 とよだ会
監事 豊田 元子

